

委 託 業 務 処 理 要 領

委託業務の処理に当たっては、委託契約書によるほか、この委託業務処理要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、業務を処理しなければならない。

1 作業対象等

(1) 所在地

札幌市厚別区厚別町山本751番地206 北海道札幌養護学校構内

(2) 作業範囲

別紙図面のとおり

2 業務内容

次に定める作業基準により、業務を処理するものとする。

(1) 汚水の収集運搬及び処分

受託者は、敷地内の対象マンホール内におけるし尿を含む汚水及び汚泥の吸引を行い、札幌市の指定処分場へ運搬の上、適正に処分しなければならない。

なお、予定数量は72tとするが、業務完了後に実績数量に基づき精算を行うものとする。

(2) 排水管の清掃

受託者は、敷地内（南北）の各排水管から合流桝に向かって、給水車及び排水管清掃車を用いて高圧洗浄を行い、堆積した泥及び汚れ等を清掃・除去しなければならない。

(3) カメラによる調査及び報告

① 受託者は、管内洗浄完了後、テレビカメラ搭載車により当該配管内の調査を行い、管の蛇行、ズレ、ひび割れ、破損等の有無を確認しなければならない。

② 受託者は、調査完了後、管内の状況が確認できる写真等を添付した報告書を委託者に提出するものとする。

③ 管内の変形、勾配不良その他の事由によりカメラによる撮影が困難、または映像が不鮮明な箇所が生じた場合、受託者は速やかに委託者に報告し、その対応について委託者・受託者間において協議の上決定するものとする。

3 業務の報告

作業完了後は別添の作業完了報告書、廃棄量を示した計量証明書、カメラ調査による写真等を合わせて委託者に提出すること。

4 安全の確保

(1) 業務の処理に当たっては、コーン等でマンホールの周りを囲み安全に配慮すること。

(2) また大型車両が敷地内を出入りすることから、駐車している車等には十分気をつけること。

(3) 業務中の事故防止については十分留意し、万一事故が生じた場合はただちに業務担当員に報告し、その指示を受けること。

5 その他

その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。